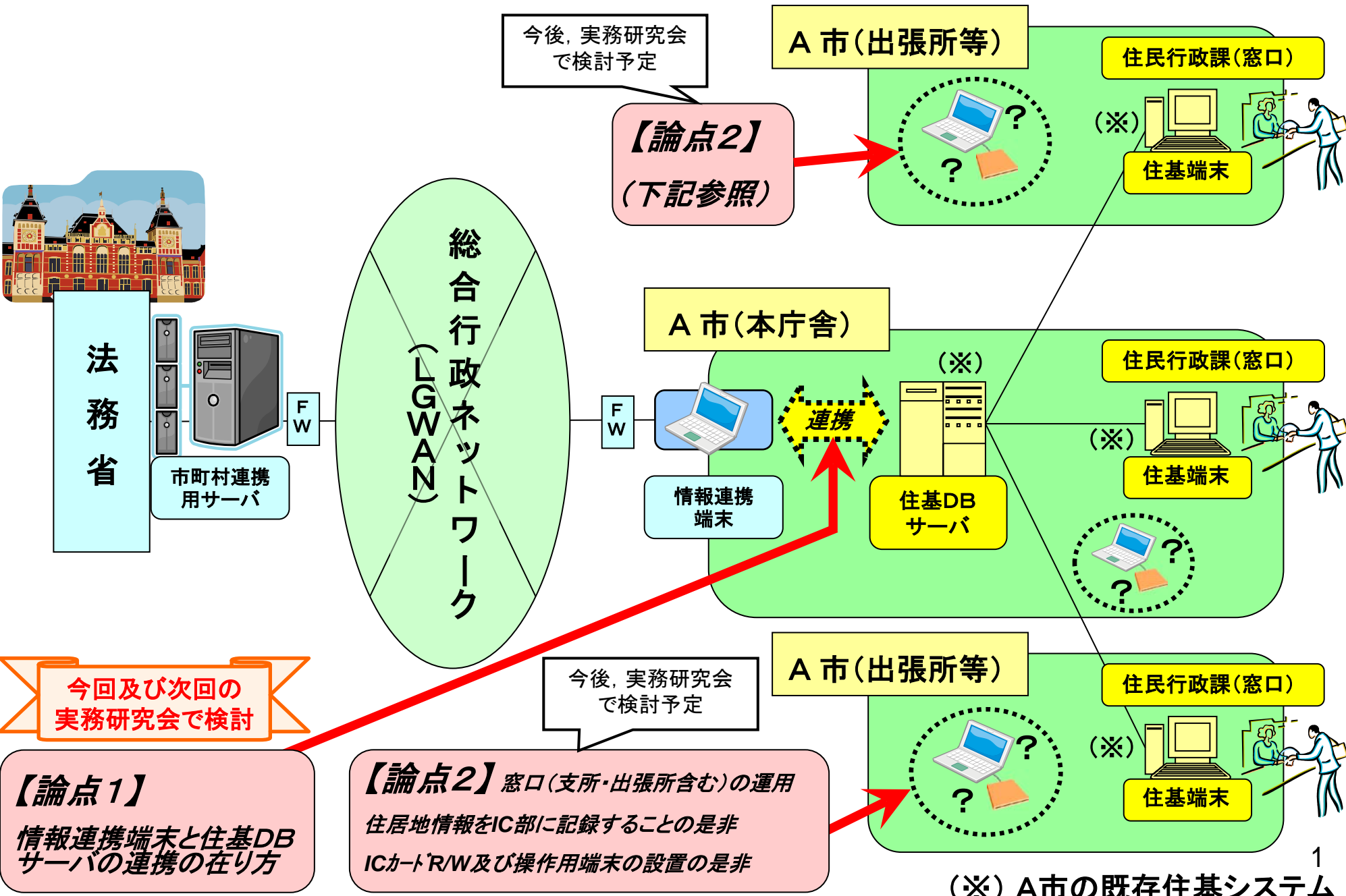


資料 2

法務省と市町村との
システム連携に
ついて
(法務省提供資料)

法務省と市区町村との情報連携等に関する主要論点(イメージ図)



今後、実務研究会
で検討予定

【論点2】
(下記参照)

A市(出張所等)

住民行政課(窓口)

(※)
住基端末

A市(本庁舎)

住民行政課(窓口)

(※)
住基端末

(※)
住基DB
サーバ

情報連携
端末

連携

A市(出張所等)

住民行政課(窓口)

(※)
住基端末

今回及び次回
の実務研究会で検討

【論点1】
情報連携端末と住基DB
サーバの連携の在り方

【論点2】 窓口(支所・出張所含む)の運用
住居地情報をIC部に記録することの是非
ICカードR/W及び操作用端末の設置の是非

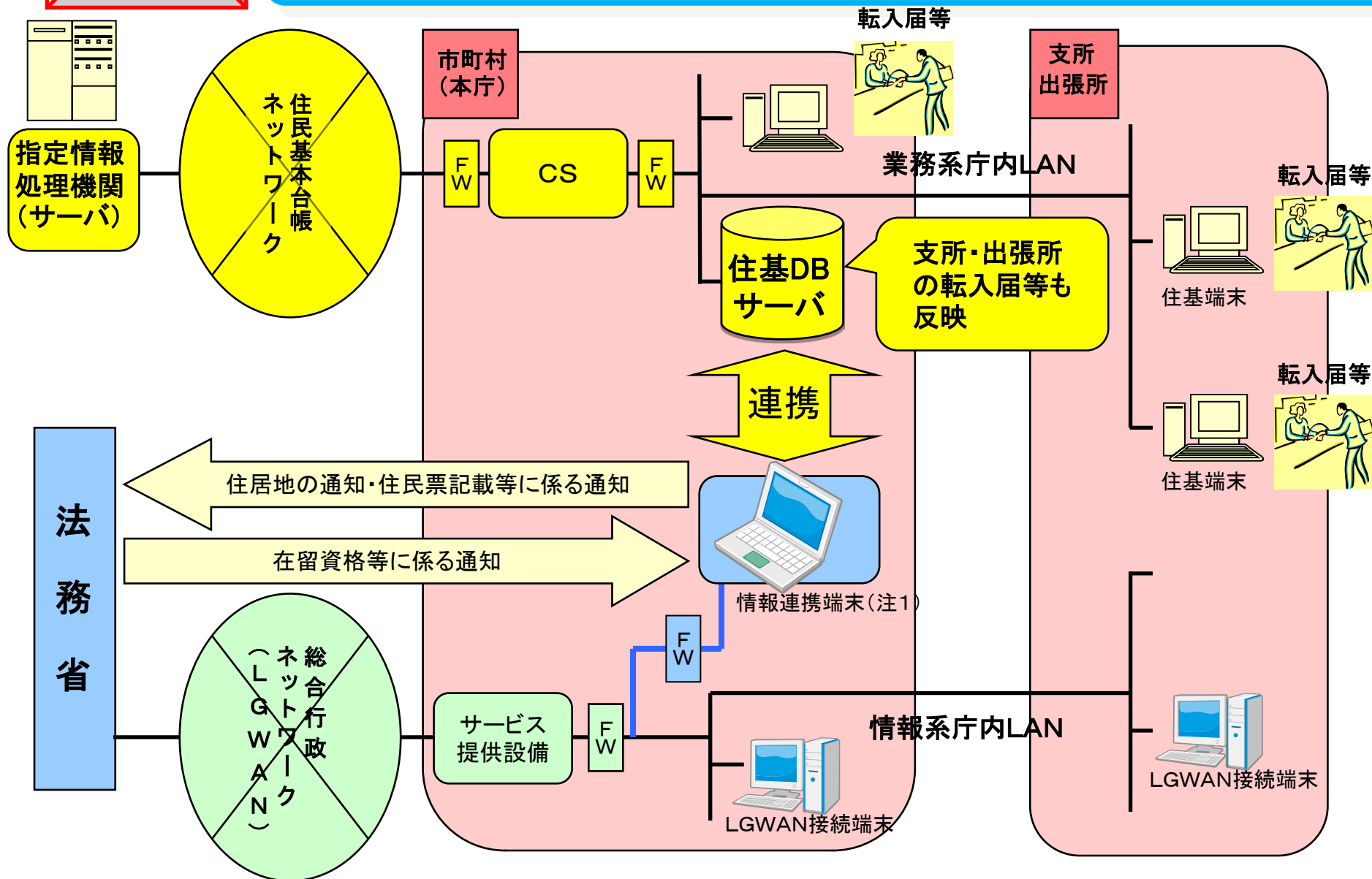
今後、実務研究会
で検討予定

(※) A市の既存住基システム

【論点1】

法務省と市町村との情報連携（イメージ①）

LGWAN接続パターン①（情報系庁内LANと接続している市町村）



(注1) 情報の中継を目的(個人情報のデータベースを構築しない。)

【論点1】

法務省の情報連携端末と住民票DBサーバとの連携の在り方

【基本的考え方】

- 1 法務省と市区町村との情報連携については、市区町村の実情に応じて、回線を接続するのか、媒体によるデータ交換を行うのかなど、市区町村の判断によることが想定される（「外国人住民に係る住民登録業務のあり方に関する調査研究」（最終報告）（平成22年1月）96頁を参照）。
- 2 市区町村における住民記録の正確性の確保等の観点から、いずれの連携方法による場合であっても、1日1回又はそれ以上の頻度での情報連携が想定される。

上記基本的考え方に基づき、具体的な連携パターンについて、今後検討していく必要